

枚方市街路樹維持管理方針の策定について

工事委託課

1. 政策等の背景・目的及び効果

街路樹は、緑の景観形成や沿道環境の保全、延焼防止など、都市魅力の向上に資する多様な機能を有しています。本市では、このような街路樹を活用して昭和 30 年代から都市緑化を推進しており、これまでに約 5,100 本の高木を植樹し、緑豊かなまちづくりに取り組んできました。

一方、これらの街路樹は、40 年以上経過するものが増えてきており、香里団地周辺のけやき通りやいちょう通りなど、その一部では老木化や大木化が進み、生育環境の悪化等による倒木や落枝、根上がりによる歩道の段差が発生するなど、市民生活に様々な影響を及ぼしています。

今後、高齢化の進行や自然災害の激甚化・頻発化など周辺環境が変化し、このような影響の拡大が懸念される中、本市の魅力をさらに高める上で重要な役割を担う街路樹を、限られた予算でより効率的・効果的に維持管理し続けるため、老朽化などが進む本市の街路樹の現況を把握して課題の整理・分析を行い、維持管理方針の策定に取り組むものです。

2. 内容及び実施方法等

枚方市街路樹維持管理方針に定める構成（案）

- ① 枚方市の街路樹の現状
- ② 社会状況の変化と課題
- ③ 街路樹維持管理の基本方針と取組み

資料：街路樹の機能と管理状況について

市民の意見を把握・反映するため、市民アンケートを実施の上、方針を策定

3. 実施時期等（今後のスケジュール）

令和5年（2023年）2月 建設環境委員協議会へ報告（枚方市街路樹維持管理方針の策定について）

5月 市民アンケートの実施

11月 建設環境委員協議会へ報告（枚方市街路樹維持管理方針（案））

12月 パブリックコメントの実施

令和6年（2024年）2月 建設環境委員協議会へ報告（パブリックコメントの結果）

3月 枚方市街路樹維持管理方針の策定・公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

- ・ 基本目標 安全で、利便性の高いまち
- 施策目標 4 安全で快適な交通環境が整うまち
- 施策目標 5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち



5. 関係法令・条例等

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

街路樹の機能

- 景観向上機能：美しい並木道などにより都市景観を向上、景観的に好ましくないものを覆い隠す機能
- 環境保全機能：自動車騒音を低減、大気を浄化、生物の生息空間環境を保全、ヒートアイランド現象を緩和する機能
- 緑陰形成機能：樹冠による直射日光の遮蔽等により寒暖や乾湿等の変化を緩和し、歩行者に快適な空間を提供する機能
- 交通安全機能：遮光や視線誘導、交通分離、衝撃緩和等により安全な道路交通を確保する機能
- 防災機能：火災の延焼を防止、強風を低減、飛砂・吹雪等を防止する機能

街路樹の管理状況

- 樹木の生育に伴い良好な都市景観等が形成される一方で老朽化等が進行し、維持管理上の課題が顕在化
 - 街路樹のある路線数 138路線 → 植栽後40年以上経過した街路樹が増加
 - 高木 約5,100本
(トウカエデ 992本、アメリカフウ 713本、コブシ 537本、ユリノキ 529本 等)
 - 低木 約16,000㎡

○ 老朽化・大木化等の状況



空洞化



キノコの発生（腐朽）



根上がりによる通行障害



植栽枿からのほみだし

○ 維持管理上の課題



台風による倒木※他市の事例



電線を避けた強剪定



歩行空間を狭くする植樹



標識の視認阻害※他市の事例



○街路樹の老朽化による事故発生事例(令和2年)



落下した大枝（長さ約3m）



落下した大枝（直径約6cm）